



即位・大嘗祭違憲訴訟の会 NEWS

第25号

〒202-0022 東京都西東京市柳沢 2-11-13

e-mail:sokudai2019@gmail.com HP:http://sokudai.zhizhi.net

郵便振替口座：00120-3-293255（即位・大嘗祭違憲訴訟の会）

裁判官忌避の申し立ては却下

2月28日14時、控訴審判決言い渡し

昨年11月12日の裁判所による控訴審結審強行に対し、訴訟団は、谷口園恵裁判長らの忌避を申し立て、審理は尽きていないとして弁論再開を要求していました。けれどもこれについては却下されてしまい、判決言い渡しの期日が確定しました（ニュース発行のタイミングが合わず、前号ニュースの欄外に、日程についてのみ手書きでお知らせしました）。

谷口裁判長は、昨年10月に、「同性婚を認めない民法などの規定は憲法違反」との判決を下した裁判官で、当該訴訟の原告側代理人によれば「理論的にきちんとした判決を書こうとしている」人物（東京新聞記事）だという評価もあるようですが、こと天皇制に関する訴訟について言えば、残念ながら強硬な訴訟指揮ぶり、一発結審されてしまいました（詳しくは前号参照）。

その点では、2月28日に下される判決内容については、厳しいものが予想されます。不当判決が下された場合、私たちは即時上告の構えでいます（もちろん、勝訴した場合でも、国側による上告は必須でしょう）。そのための準備が急がれます。

上告の期限は、判決正本送達の翌日から2週間以内です。それまでに、上告人（2審控訴人）の弁護士委任状を揃えなければなりません。

それで、2審控訴人の方には、今号のニュースに加えて「上告委任状」も同封しています。これに記入していただき、事務局宛に返送して下さい。返送先は以下のとおりです。

〒202-0022 東京都西東京市柳沢 2-11-13

即位・大嘗祭違憲訴訟の会

なお、委任状記入に当たっては、以下の点にご注意

下さるようお願いします。

- ① 委任状の日付は何も記入せず、**空欄のまま**にしておいて下さい。
- ② 押印する場所は、委任者の氏名の横に1カ所、欄外右部分にある「印」の字があるところに1カ所（捨印）の、**合計2カ所**です。

なお、委任状は判決当日に直接ご持参いただいてもかまいません。また、印鑑をお持ちいただければ、報告集会の場などで記入していただくことも可能です。

いずれにせよ、私たちの裁判も一段落となります。ぜひ法廷に集まって、この裁判の現場をともにしていただくよう、結集をよろしくお願いします。

（事務局／新孝一）

即大訴訟控訴審 判決期日

2025年2月28日（金）14時開廷
東京高等裁判所 101号法廷

*控訴人（一審原告）、支援者のみなさま、体調と相談の上、ぜひ傍聴においでください。30分前には裁判所前にお集まりください。

●報告集会

法廷終了後、日比谷図書文化館（日比谷公園内）に移動して、15時30分より報告集会を持つ予定です。

*当日は記者会見も予定しています。控訴人・支援者の方は、日比谷図書文化館で待機することができます。

控訴人意見陳述書

* 11月12日の法廷での陳述です。前号未掲載の2名分です。

辻子実

はじめに

私は2018年12月10日即位の礼・大嘗祭違憲差し止め訴訟に、即位の礼・大嘗祭が違憲であるとの確信のもとに原告に参加しました。

にも関わらず、2019年に一連の即位の礼・大嘗祭は強行され、2024年1月31日に東京地裁(中島崇裁判長)は、憲法判断に踏み込まないまま、私たちの訴えを棄却しました。私にとって到底、受け入れることが出来ない判決であり控訴しました。

即位の礼・大嘗祭とは何か

大日本帝国憲法下での即位の礼・大嘗祭をほぼ踏襲して行われ、特に大嘗祭という祭祀行為に使われる新穀は、京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟(令和2年(行)第22号違法公金支出金遅還請求事件)においても問われていますが、一連の諸儀式が神道祭祀に則って行われたことは許しがたい暴挙だと考えます。

大嘗宮について(宮内庁) 2019年11月

宮内庁は2019年11月「大嘗宮について」として、以下の公式文書を[大嘗宮平面図]を付して発表しています。宮内庁という公的機関が公文書で公示すること自体、私的行為ではないことを明らかで、以下に文章を引用します。

大嘗祭は、稲作農業を中心とした我が国の社会に古くから伝承されてきた収穫儀礼に根ざしたものであり、天皇が即位の後、初めて、大嘗宮において、新穀を皇祖及び天神地祇にお供えになって、みずからもお召し上がりになり、皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穰などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穰などを祈念される儀式です。

皇位の継承があったときは、必ず挙行すべきものとされ、皇室の長い伝統を受け継いだ皇位継承に伴う一世に一度の重要な儀式です。

大嘗祭の中心的儀式である「大嘗宮の儀」は、「悠紀殿供饌の儀」と「主基殿供饌の儀」から成ります。今回、悠紀殿供饌の儀は令和元年11月14日の夕方から夜にかけて行われ、主基殿供饌の儀はその翌日の11月15日の暁前に行われます。

大嘗宮とは何かを主基殿、悠紀殿の調度品から考える

「国家・国民のために安寧と五穀豊穰などを祈念される儀式」なのでしょう。

そもそも宗教儀式について「公的性格」を認めること自体が、まさに政教分離原則に真っ向から反していることを

認識すべきです。

主基殿、悠紀殿の配置図に関しては、宮内庁も公表していますが、内部構造に関しては公表されていません。

主基殿、悠紀殿内部には、図のような、八重畳・神座(御衾・御単)・神座(御座・神食薦)・和妙(絹)・荒妙(麻)〈神の衣服〉・御沓・柳筥・采女代座・灯籠が配置されていると言われています。

脱がれた靴(沓)が置かれているのは、誰かが布団に入るもしくは入っている事を想定しているのではないのでしょうか。そもそも、天皇が座る席を「神座」と称する自体が、私は、日本国憲法に抵触する違憲行為であると考えます。

衾(布団)は誰のために敷かれているのでしょうか。

主基殿、悠紀殿においての内部儀式の詳細は、宮内庁などから公表されていませんが、神道学者の間では、神学が公表されています。

新天皇は供えた新稲を神と一緒に食す〈共食〉の儀が悠紀殿と主基殿で二度繰り返されるとの説があり、布団(御衾)に関しては代表的な論考としては、不敬罪や治安維持法が存在していた大日本帝国憲法下で発表された折口信夫の「真床覆衾(まとおふすま)論」でしょう。

1930年に折口が発表した「大嘗祭の本義」では寝具を天孫降臨神話で瓊瓊杵尊(ニニギノミコト)がくるまって地上に降り立ったとされる「真床覆衾」に見立て、天皇が布団に包まって天皇霊を身につけ再生するための儀式と発表しています。

この折口信夫の「真床覆衾論」に対しては、國學院大学の岡田荘司が「天皇が寝具に入った記録はない」という異説を発表しています。しかし、この論は反論になってないわけで、記録がないから天皇が寝ていないと論じていますが、記録にはないが天皇が寝ているのである論を超えることが出来ていません。

主基殿、悠紀殿と同じ建造物をなぜ建てるかに関しても「悠紀殿は亡くなった天皇の住居を表すものであり、主基殿は新しい天皇の住居を表すもの」(D・C・ホルトム『日本の即位儀礼』1928)という説もあります。

私にとってどの説を支持するかしないかは意味を成しません。誰が使うのか判然としない布団や寝間着などの為に私たちの税金が使われることに怒りを覚えるだけです。

大嘗祭の神道祭祀

天皇の個人的神道祭祀行為というのであれば、大嘗祭に三権の長が列席すること自体がおかしいのです。

賢所御乗列車に関しても付言しておきたいと思います。

この車両は、私たちが訴えている即位の礼・大嘗祭が東京で行われたので使用されていませんが、1928年の即位の礼・大嘗祭は京都で行われた為、わざわざ神座を乗せる「賢所乗御車(神輿車両)」が制作されて運行されました。この

車輛の現所有者は不知ですが、博物館ではなく JR 東日本管理下のどこかに留め置かれているという事実も看過できないことと思います。

天皇の「親拝」思想

即位の礼・大嘗祭の違憲執行によって神聖天皇化が謀られ、2016年7月10日の国会において「神武天皇は実在の人物だったという認識なんですか？」という問いに、三原じゅん子（神奈川・自民党）議員が「そうですね。いろんなお考えがあるかもしれませんが、私はそういう風に思ってもいいのではないかと考えています。」という皇国史観肯定発言を生む事態が生じているのだと私は思います。最も神武天皇が実在するなら、神武天皇の祖母が海神の娘でサメもしくはフカの化身である事も認めるのでしょうかという疑問も同時に生じます。

クリスチャンと言われる石破茂は天皇の靖国神社行に関して「陛下がお祀りを仕切って下さるのは政教分離からいつて絶対だめだ。だけでも御参拝頂くことおごりではなく親しく参拝される。親拝ですね。」と独自の解釈をしています。しかし大日本帝国憲法下でも天皇は祀りを仕切っていません。天皇が靖国神社に行くときは、臨時（この場合は、「特別」の意味）大祭となりました。戦後も、靖国神社では、天皇を迎える時は臨時大祭として位置付けています。天皇が行くこと自体が、神社に特別な祭祀空間を作り出すのです。「おごりではなく親しく参拝される。親拝。」という独自解釈を展開してごまかしています。

国家神道下で神々の序列を明確にする社格制度が1946年まで使用されていました。「親拝」なる用語は、明らかに国家神道用語です。明治天皇が伊勢神宮にはじめて参拝するにあたって、現人神天皇が神々に参拝することはおかしいということで、親しく拝すると考えだされた用語です。この言葉自体に、現人神思想が込められています。

キリスト教は、神聖天皇制の下で治安維持法などを根拠に弾圧されたと言われていますが、1940年4月1日に施行された宗教団体法によって法による弾圧に近い宗教統制が始まり、プロテスタント諸教派では1940年10月17日の「皇紀二千六百年奉祝全国基督教信徒大会」において「プロテスタントが合同して宣教・伝道の任にあたる」との決議が行われ統合が推進され、1941年6月24日には、日本国内のプロテスタント諸教派が合同し日本基督教団が成立しています。

合同の行きついた所は神聖天皇制に迎合し、さらには積極的に侵略戦争に加担していきます。その典型が戦時軍歌三部作『興亜讚美歌』（1943）、『興亜少年讚美歌』（1943）、『日曜学校讚美歌』（1944）です。

『興亜讚美歌』の最後36番の「撃ちてしまむ」アジア・太平洋戦争下、戦意高揚国民精神のスローガンに用いられたスローガンそのままに、歌詞は「醜の仇 撃ちてしまむ 皇民（みたま）われら 燃ゆるひとつの 弾丸（たま）となりつつ」まさに軍歌そのものを讚美歌とし、多くの若人を鼓舞し戦場に送り出したキリスト教界の戦争責任は決して、軽くありません。

これらの歴史を顧みる時、皇国史観の復古は、新たなる

八紘一宇思想を生み出し日本国憲法20条を踏みにじり、自衛隊員の集団参拝の例をあげるまでもなく戦争国家への精神的バックボーンとしての象徴天皇の道を切り開くことになることは火を見るより明らかです。

即位の礼・大嘗祭は違憲

国の機関が神道学説においても諸論が存在する神道祭祀を単に「儀式」として規定することは、政教分離原則に抵触するレベルではなく積極的に宗教行為解釈に介入していることであり、憲法99条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務」に反する重大な違憲行為です。

中国皇帝の即位式を模倣している即位の礼や、皇室神道祭祀であることが明白な大嘗祭など、全て天皇もしくは皇室の個人的行為として追認することは、天皇の伊勢神宮行やA級戦犯合祀が判明して以来行われていない靖国神社行が、全て政教分離規定を定める日本国憲法を越える超法規的行為として追認されてしまう事に他ならないと思います。

おわりに

今回の即位の礼・大嘗祭諸儀式が、宮内庁ほか諸官庁や地方行政機関が準備、執行に関わり多額の税金が使われたことは、日本国憲法20条に定められている政教分離原則などを公然と踏みにじる行為であり断じて許されるものではないと考えます。

私たちが今回訴えている即位の礼・大嘗祭諸儀式を、単独、単発の神道祭祀儀式と捉えてはならないと考えます。大日本帝国憲法下から始まり今回の即位の礼・大嘗祭諸儀式に至る連続性は、天皇＝現人神思想を、税金を使って追認する行為に他なりません。このような違憲行為に対して、損害賠償請求することは市民としての義務でもあり、一万円の損害賠償請求するものです。

私は、今回の訴えは私たちに対する加害を告発することはもちろんですが、次世代に対する私たちの警告責務であると考えています。

裁判所におかれては、憲法判断に踏み込んだ判決を是非下して頂きたいと思います。

佐野通夫

1 裁判所に望むこと

2018年12月に提訴した私たちの裁判は数奇な経緯をたどりました。私たちが一体のものとして提起した差止と国家賠償請求を裁判所は勝手に分離し、差止については、東京地裁など大規模裁判所にのみ設置されている行政部の担当とし、そして、口頭弁論を開くこともなく、私たちの請求を却下しました。第2次訴訟についても、同様に差止と国賠を分離し、差止について一旦は東京地裁で口頭弁論を開くことなく却下とされましたが東京高裁でこの判決は取り消され、再び東京地裁での口頭弁論を経た後に私たちの請求は棄却されました。

そして、国家賠償請求が地裁で今年1月31日に棄却されたことにより、今、私たちは控訴審に臨んでいます。

この裁判の流れを考えるだけでも、日本における天皇制の強さ、主権在民の弱さを感じてしまいます。

本来、民主主義国家における裁判は、それが建前であるとしても、対等な当事者が弁論を闘わせ、それを聞いて公正中立な裁判官がどちらの言い分が正しいか判断するというものであるはずで、しかし、現実には書面を提出させ、それを裁判官が読んで、上から判断を下す、裁判権も行政権も天皇に由来した大日本帝国憲法下の天皇制国家のように、行政訴訟は別個のものとし、庶民には行政に文句を言わせない。そんな姿が浮かんできます。

「特別裁判所は、これを設置することができない」（日本国憲法第76条第2項）ことから、行政部を分けて審理するという東京地裁の方針は正しいものとはいえません。また、「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ」という日本国憲法第82条の定めからも、口頭弁論を経ない却下は不当です。

本裁判所においては、日本国憲法第76条3項「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」に基づき、また日本国憲法前文の主権在民に従い、日本国の民主主義の再生のために、歴史を踏まえた正しい判断を下すことを望みます。

2 今回の「即位」の異常さ

今回、私たちの提訴に至る天皇の退位と、皇太子の即位は、2016年8月の天皇の「ビデオメッセージ」に始まり、2017年6月16日に次のような「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」という「法律」が作られました。

「この法律は、天皇陛下が、昭和六十四〔1989〕年一月七日の御即位以来二十八年を超える長期にわたり、国事行為のほか、全国各地への御訪問、被災地のお見舞いをはじめとする象徴としての公的な御活動に精励してこられた中、八十三歳と御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く案じておられること、これに対し、国民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されている天皇陛下を深く敬愛し、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していること……」

不気味な条文です。法律名では「天皇」となっているものが、条文の中では「天皇陛下」と「天皇」に書き分けられています。人間明仁を指すときに「天皇陛下」、制度上の役割を示すときには「天皇」としているかのようですが、法律なのに敬語が満載されてもいます。

日本国憲法が規定している国事行為以外の天皇の行為は、憲法原理からは認められるものではありません。「象徴としての公的な御活動」など、憲法上、存在しえないのです。それどころか、天皇は憲法が定めた特別の公務員として「憲法を尊重し擁護する義務を負」います（日本国憲法第99条）。

たとえば、かつて2007年には、和歌山電鉄貴志駅において、猫の「たま」が駅長として任命されました。しかし、猫が勝手に出発の合図をしたり、気ままにバックしたり、止まったりするようなことがあっては、危険極まりありません。だから、猫のたまは、あくまで駅長として存在するだけで、勝手に電車を動かしたりすることはありません。「象

徴」天皇は、例えば、この猫のたまのような存在でなければならず、「象徴」が勝手な動きをしては危険極まりありません。裁判所は日本国憲法が天皇を「象徴」とし（同第1条）、「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行」う（同第4条）と定めた意味を十分に考えるべきであります。

3 「儀式を行ふこと」

天皇位は日本国憲法上、世襲のもの（同第2条）とされており、天皇となるための手続きは何も必要とされていません。現に天皇裕仁から天皇明仁への交代は、裕仁死去によって即時に明仁就任となっています。しかし、天皇明仁就任の際の1990年には、「即位の礼・大嘗祭」が123億円という膨大な税金をかけて行なわれました。皇室典範には「皇位の継承があったときは、即位の礼を行」うとありますが、即位の礼の内容についての定めもなく、大嘗祭は、記載すらありません。実際に行なわれた即位礼と大嘗祭をふくむ一連の諸儀式は、政教分離・主権在民原則の憲法原理に反するものであり、大阪高裁1995年3月9日判決は、「違憲の疑い」を明確に判示しました。

大日本帝国憲法はなぜ廃止され、日本国憲法が制定されたのか。同じく、(旧)皇室典範はなぜ廃止され、(新)皇室典範が法律として制定されたのか。登極令はなぜ廃止されたのか。それらの事実を踏まえずに、「従前の例に従う」ことは、日本国憲法の下では許されないことといわねばなりません。

日本国憲法第7条第10号「儀式を行ふこと」は、さきのたま駅長と同じく、1号から9号に具体的に列挙されている国事行為を行なうこと（認証式等）と解釈されるべきで、任意の儀式が日本国憲法第7条第10号の「儀式」と解釈されるべきではありません。天皇は「憲法を尊重し擁護する義務を負」う公務員でなければなりません。

30年前の「代替わり」の際には、何千という人々が「即位の礼・大嘗祭」違憲訴訟に取り組みました。82億の人々が暮らす、200近い国があるこの地球の上で、10カ国ほどだけが王制を持っていて、世界の大多数の人は王制などなくて当たり前暮らしています。

改めて本裁判所には歴史を踏まえた正しい判断を下すことを望みます。

【会費納入とカンパのお願い】

控訴審判決の言い渡し日も決まりました。裁判はこれで終わりではありません。

1年分の会費は、原告3,000円、支援者2,000円です。

また支援カンパもお待ちしています。

郵便振替口座番号：00120-3-293255

加入者名：即位・大嘗祭違憲訴訟の会

活動日誌（2025年1月）

1月13日（月） ニュース25号発送／第34回事務局会議